



2019年8月7日

各 位

上場会社名 株式会社NIPPON
代表者 代表取締役社長 吉川 芳和
(コード番号 1881 東証第1部、札幌既存)
問合せ先 執行役員法務部長 會川 聡
(TEL 03-3563-6739)

独占禁止法遵守に関する取締役会決議について

全国におけるアスファルト合材の販売価格に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）違反行為（以下「本件行為」といいます。）に関して、2019年7月30日、公正取引委員会から、当社とともに本件行為に加わった他の事業者に対して、排除措置命令および課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。

一方、当社は、同日付で、公正取引委員会から、本件行為に関し、当社も他の事業者と共同して独占禁止法に違反する行為を行っていたものの、当社に対し課徴金の納付は命じない旨の通知を受けております。（2019年7月30日付の当社お知らせ「公正取引委員会からの通知について」をご参照ください。）

当社は、結果として公正取引委員会から排除措置および課徴金納付を命じられていないものの、他の事業者8社と共同して独占禁止法違反行為を行っていたと公正取引委員会から認定されたことを厳粛に受け止め、本日の取締役会において、下記のとおり自主的に決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、本日の取締役会における下記の決議も踏まえ、これまでに取り組んできた独占禁止法遵守に関する諸施策を、より一層徹底して推し進めてまいり所存です。

記

取締役会決議の概要は以下のとおりです。

- (1) 遅くとも2011年3月以降当社を含む9社が行っていた本件行為が、消滅していることを確認すること
- (2) 今後、当社（当社の子会社を含む。以下同じ。）は、当社と本件行為を行っていた当社を除く8社相互の間において、または他の事業者と共同して、アスファルト合材の販売価格を決定せず、自主的に決めること
- (3) 今後、当社は、当社と本件行為を行っていた当社を除く8社で相互に、または他の事業者と、アスファルト合材の販売価格に関する情報交換を行わないこと
- (4) 当社がすでに策定し推進中である独占禁止法遵守に関する諸施策について、特にアスファルト合材の販売に際して当該諸施策をより一層徹底するため、独占禁止法の遵守についての行動指針を定める規程類の改・制定および周知徹底、合材販売に関する業務に従事する当社の役員・従業員に対する法務部門、内部監査部門および第三者による定期的な監査、合材販売価格に関する同業者との情報交換を行っていないことを適切に監視するための体制の整備ならびに合材販売に関する業務に従事する当社の役員・従業員に対する研修の実施のために必要な措置を講ずること

以 上